



令和2年9月18日

伊達市議会議長 高橋 一由 様

令和元年東日本台風豪雨被害に関する
調査特別委員会 委員長 菅野 喜明



委員会調査報告書

本委員会に付託された事件について、伊達市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

記

1 付議事件

令和元年東日本台風豪雨被害に関する調査研究

2 重点調査事項

- (1) 今災害における各総合支所の対応と課題に関する事項
- (2) 内水処理に関する事項
 - ・伊達地区・梁川地内に流れ込む河川の水門、樋門、樋管の開閉、内水排水ポンプ稼働状況、水位観測に関する事項
- (3) 河川、土砂災害に関する事項
- (4) 水防計画見直しに関する事項
 - ・阿武隈川水位観測所観測データと市内水害予測に関する事項
 - ・緊急時職員配置に関する事項
- (5) 遊水地、田んぼダム、地下浸透に関する事項
- (6) 築堤等に関する事項
- (7) 工業団地保護に関する事項
- (8) 中山間地復興に関する事項

3 委員会調査経過

本委員会は、令和元年12月6日の定例会において伊達市議会委員会条例第5条第1項の規定により設置され、委員の選出が行われた。

委員会は、台風19号豪雨災害に関する現状と、今後二度とこのような災害を起こさない対策を前提に今日まで13回開催してきた。

令和元年12月18日開催の第3回委員会においては、前記2の通り重点調査事項8項目を決定し、以後複数回にわたり調査、聞き取り、現地踏査、先進地視察を行った。

委員会審査中、現地視察、聞き取りを行うも新型コロナウイルス感染症拡大による活動自粛のため予定が大幅に遅れた。緊急事態宣言解除を受け、7月28日～29日にかけて先進地視察(新潟県刈谷田川遊水地、信濃川大河津分水、田んぼダム)を予定したが、当日伊達市全域に大雨警戒警報が発令され延期となり、8月20日～21日に実施した。

すべての予定を消化し令和2年度第3回定例会会期中の特別委員会において、数多く行った聞き取り内容について、委員会での協議内容及び委員会調査結果、先進地視察についての報告内容のとりまとめを行い、当初に設定した重点調査事項について、本報告書をもって最終報告とすることとし特別委員会の役割を終える。

4 重点調査事項の課題について

(1) 今災害における各総合支所の対応と課題に関する事項

各総合支所に入り聞き取り調査を行った。同課題については、すでに市において調査され対策がなされているか、あるいは中間報告において回答があったが、改めて以下について対応を求める。

- ① 要援助者の避難誘導に関してきめ細かい対策を講ずること。
- ② 非常用電源ともなりえる電気自動車を公用車として必要数準備すること。
- ③ 十分な能力のある移動式あるいは固定式排水ポンプを必要数、準備すること。
- ④ 道の駅周辺、国土交通省管理の土地を避難場所として使える協定を結ぶこと。
- ⑤ 発災箇所数に対応できるだけのカラーコーンなどの資材を備蓄すること。
- ⑥ 支援物資の運搬ルートの確保を確立すること。
- ⑦ 学校など緊急時に使う場所の鍵の管理を明確にすること。

(2) 内水氾濫に関する事項

伊達地域、梁川地域内の中小河川の水門、樋門、樋管の開閉状況、内水排水ポンプの稼働状況について聞き取りをもとに時系列でグラフ化し、発災当時の水位の変化を10月12日～14日までの検証を行った。白根地区は24時間雨量363mmと過去最高の雨量を記録し、令和元年東日本台風は140年確率の雨量であった。以上の検証から以下を要望する。

- ① 国による監視カメラ設置により早期対策が打てるようになったことを踏まえ、得た情報を基にした連携システム作りを強化すること。
- ② 大型排水ポンプ設置個所、梁川第2湛水防除及び伝樋川排水機場はタイプに

よりがれき等による故障、本流との水位差による排水能力低下が見受けられた。市になり管理所管が一元化できなくなり、連携の不備も懸念される。大型排水装置間の連携及び市への所管権限移譲も含め対応を図ること。

- ③ 排水ポンプ設置場所の浸水及び電源装置の水没による機能不全があったことを教訓に、対応策を講ずること。
- ④ センサーにゴミが掛かり正確な水位観測ができず、観測員の目視にたよる方法を取っていた事例等があり、運転員の安全対策の充実を図ること。
- ⑤ 現ハザードマップ上に載っていない内水氾濫被害のあった地域（例として保原町大館地内など）について、早急の対策を講ずること。
- ⑥ 災害時の不測事態及び排水ポンプの補完を考え、機動力があり排水能力の大きい大型ポンプ車を配備すること。

(3) 河川、土砂災害に関する事項及び(8) 中山間地復興に関する事項

現地踏査を行った結果、(3) 河川、土砂災害に関する事項及び(8) 中山間地復興に関する事項は重複することが分かったので、まとめて取り扱うこととする。

月館御代田地内土石流の発生、梁川山舟生をはじめ山間地小河川の水路崩落や氾濫、山間部の急傾斜地の崩落、農業用水堰の決壊など市内各所に多くの被害をみた。

- ① 市の努力により順次復旧しているが、水路など現場では二度、三度の被災経験から、原状復帰による復旧のみでは罹災は防げない。市は一步踏み込んだ改良復旧に関し、国・県に要請することを含め前向きに検討すること。
- ② 土石流発生箇所は、農地及び民家があることから国・県に必要な対応を要望すること。
- ③ 氾濫を繰り返す河川の蛇行箇所付近の生活道路について、ルート変更も含め対策を講ずること。
- ④ 山間部斜面の大小崩落が随所に見られ、急斜面付近に立つ住居の安全対策の充実に取り組むこと。
- ⑤ 農業用水堰は市の努力により仮復旧を含め復興が著しいが、この経験を踏まえた上で今後の災害対策を講ずること。

(4) 水防計画の見直しに関する事項

長年地域の防災に関わった元県、市職員の災害対策について聞き取りを行った。

- ① 中間報告にも記したように市内全域に町内会単位などの自主防災組織対策本部の設置を改めて求める。

- ② 防災専門官の任命及び配置を市で行ったことに評価をする一方、専門官の指導のもと自主防災組織における地域に密着したタイムラインの作成、避難方法の確立を急ぐこと。
- ③ 早急に内水氾濫危険地域の情報を取り入れたハザードマップを作成し市民に配布すること。
- ④ 阿武隈川上流観測地点の水位情報を元に浸水危険個所の相対関係を算出し、土のうステーションの配備、早期対応の体制をとること
- ⑤ 大河川を渡っての避難場所移動について、不安や危険性を考慮し柔軟な避難場所の提供を行うこと。
- ⑥ (2) 内水氾濫に関する事項②、⑥を重ねて行うこと。

(5) 遊水地、田んぼダム、地下浸透に関する事項

新潟県刈谷田川の遊水池は、200万トンの貯水量を持つことが分かった。

見附市貝喰川流域の田んぼダム実証実験では、平成23年豪雨時1,200haの圃場で行い、被害面積の比較で未実施の場合被害区域1,869ha、実施時945haとの結果が出ている。伊達市内の水田圃場について地域別、水系別に耕作地面積と実施確定耕作面積を調べ田んぼダム可能面積及び貯水量を算出し、水系ごとに貯留水量を求めた結果、伊達市内の水田圃場保水力は約100万トンの潜在能力があることが分かった。

信濃川大河津分水では、通水以前と通水後では信濃川氾濫が3年に1回から9年に1回の確率へ減少した。また泥濘地から全国有数の穀倉地帯へと変わり、交通網も発達した。

伊達地域諏訪野地区で行った地下浸透方式の住宅地造成は、地域の地質、すなわち洪積層、沖積層からなる浸透能力の高い特性もあり、30年以上たった今でもその機能は担保されている。以上の調査結果を踏まえ、次の通り対応を求める。

- ① 現在進めている東根川遊水池の早期完成を進めること。
- ② 広瀬川流域を中心に遊水池整備について、地役権の導入を含め早急な対応を県に求めること。
- ③ 田んぼダムの効果は大きく、高いコストパフォーマンスを発揮することから、市内の可能性を調査研究し取り組みを拡大すること。
- ④ 先進地で指導している大学等と協定を結び、伊達市にあった方法を研究すること。
- ⑤ 地下浸透方式はコストはかかるが、長年にわたり効果があることが実証されており、今後の造成地において導入を進め下流に及ぼす影響を最小限にすること。

- ⑥ 分水、隧道に関しては、市、議会と共に長期展望を持ち、実現に向け前進させること。

(6) 築堤等に関する事項

元伊達市建設部長の聞き取り調査から、次のことが確認された。

阿武隈川の流下水量は7,800 t/sあり、それをもとに阿武隈川の整備基本方針を決定し堤防計画が作られた。また、広瀬川と塩野川の流下水量は合算すると1,200 t/sとなる。

広瀬川は、阿武隈川合流点より2,130m上流までは国直轄管理で、その上流は県管理となっている。塩野川は、国直轄で国道349号まで築堤されている。

伝樋川は140 t/sで計算された河川であるが、勾配が緩く内水氾濫を起こしやすい性質を持っている。流域で流下断面改良と断面狭窄により流量調整をしており、田んぼダムの前身の取り組みといえる構造が特徴とされる。伝樋川排水機場の能力が10 t/sあるが、到底豪雨時には対応できない現状である。

以上のことから、築堤等に関し次の通り要望する。

- ① 塩野川築堤工事（塩野川橋～天神橋間420m）の早期完成を県に強く要望すること。
- ② 塩野川沿線の地域自治組織から要望のあった通り、河川内の浚渫及び樹木の伐採を早急に実行すること。
- ③ 大型土のう設置に関し未だ不安があることから、台風到来を前に安心を提供すること。
- ④ 排水ポンプの配置標高の見直しを含め善処すること。
- ⑤ 改修済の伝樋川南本町地内の堤防が越流した。堤防の嵩上げについては、引き続き県に対応策を要望するとともに、市は地下浸透などあらゆる方法を用いた浸水対策を講じること。

(7) 工業団地保護に関する事項

やながわテクノパーク会に対する聞き取り調査及び市の説明会に参加し、梁川総合支所とやながわテクノパークにおける栗野地区残土仮置き場協定時に取り交わした確認書の存在に対する市の責任が浮き彫りになった。具体的には災害時の連絡体制、調整池の堆積物、樹木問題、防災倉庫、排水装置の未活用など多くの問題である。

伊達第二工業団地にも新堀川の内水氾濫により床上、床下浸水が発生し、多くの会社が被害を被った。新堀川の脆弱性がここでも浮き彫りになった。

以上の経緯で、市は信頼回復のため各種取り組みを行っているが、今後を見据え以下を要望する。

- ① 市とやながわテクノパーク会との定期的な協議会を設けること。
- ② 市と伊達第二工業団地の定期的な協議会を設けること。
- ③ 梁川工業団地の洪水対策について、今後も誠意をもって取り組むこと。
- ④ 堂ノ内開発が予定されるなか、伊達第二工業団地の災害対策について誠意をもって取り組むこと

5 終わりに

令和2年第2回定例会で行った中間報告及び本報告の目標が達成されるために、改めて早急な対応をすることを強く求め、令和元年東日本台風豪雨被害に関する調査特別委員会の最終報告とする。